

経 済 産 業 省

20240404 貿局第1号
輸入注意事項2024第8号
経済産業省貿易経済協力局

「ダイヤモンド原石の輸入について」（平成14年12月27日付け輸入注意事項14第68号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年4月10日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部改正について

「ダイヤモンド原石の輸入について」（平成14年12月27日付け輸入注意事項14第68号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和6年5月10日から施行する。

「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ダイヤモンド原石の輸入について（平成14年12月27日付け輸入注意事項14第68号）

改正後	現 行
<p>3 当該貨物の輸入について</p> <p>中央アフリカを原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については、キンバリー・プロセス証明制度合同作業部会の決定に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認を行いません。<u>また、輸入公表の二の表の第1のロシアを原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については、輸入注意事項2023第19号及び同2024第5号により、輸入承認を行いません。</u>その他ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 通関時確認制（輸入公表三の8）</p> <p>キンバリー・プロセス証明制度の参加国（地域を含む。以下「参加国等」という。）から2.に掲げる貨物を輸入する場合、その容器又は包装が開いていないものであって、かつ、その容器又は包装に開かれた跡がないものについては、当該制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書を税関に提出することにより、輸入を認めます。（キンバリー・プロセス証明書を税関に提出する際、輸入者は必ずその写しを控えてください）<u>ただし、輸入公表の三の7の(10)に掲げるロシアを原産地とするダイヤモンドについては、上記の手續きに加え、輸入注意事項2024第7号に定める手續きにより交付された経済産業大臣の確認書を税関に提出する場合に限ります。</u></p> <p>(2) 二の二号承認制（輸入公表二の二の表の第1）</p> <p>容器が<u>開いているもの</u>やキンバリー・プロセス証明書の提出がないもの等、上記(1)に掲げる場合以外に2に掲げる貨物を輸入しようとする場合については、以下の手續による経済産業大臣の二の二号承認を要します。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 輸入の承認基準</p> <p>キンバリー・プロセス証明制度の参加国等から輸入する場合であって、次に掲げる要件を双方とも満たす場合に承認を行う。<u>ただし、輸入公表の三の7の(10)に掲げるロシアを原産地とするダイヤモンドについては、輸入注意事項2024第7号に定める手續きにより交付された経済産業大臣の確認書の提出があった場合に限る。</u></p> <p>(イ)・(ロ) （略）</p>	<p>3 当該貨物の輸入について</p> <p>中央アフリカを原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石については、キンバリー・プロセス証明制度合同作業部会の決定に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認を行いませんが、<u>その他ダイヤモンド原石に係る輸入については、以下のとおりとします。</u></p> <p>(1) 通関時確認制（輸入公表三の8）</p> <p>キンバリー・プロセス証明制度の参加国（地域を含む。以下「参加国等」という。）から2.に掲げる貨物を輸入する場合、その容器又は包装が開いていないものであって、かつ、その容器又は包装に開かれた跡がないものについては、当該制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書を税関に提出することにより、輸入を認めます。（キンバリー・プロセス証明書を税関に提出する際、輸入者は必ずその写しを控えてください）</p> <p>(2) 二の二号承認制（輸入公表二の二の表の第1）</p> <p>容器が<u>開いていもの</u>やキンバリー・プロセス証明書の提出がないもの等、上記(1)に掲げる場合以外に2に掲げる貨物を輸入しようとする場合については、以下の手續による経済産業大臣の二の二号承認を要します。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 輸入の承認基準</p> <p>キンバリー・プロセス証明制度の参加国等から輸入する場合であって、次に掲げる要件を双方とも満たす場合に承認を行う。</p> <p>(イ)・(ロ) （略）</p>

改正後	現行
④ (略) 4 (略)	⑤ (略) 4 (略)